

統一地方選挙の投票所における投票用紙の誤交付について

1 概要

戸塚区の投票所において、県外への市外転出者である選挙人1人に対し、本来、市議会議員選挙、県議会議員選挙、県知事選挙の選挙権がないにもかかわらず、投票用紙を交付し、投票させる事案が発生しました。

2 発生日時

令和5年4月9日（日）午後2時頃

3 場所

戸塚区第11投票所（横浜市立川上小学校）

4 経緯

3月31日（金）に県外転出した選挙人が、本日、午後2時頃に、戸塚区の投票所に投票に訪れました。受付時に、選挙人名簿を照合する受付端末で「投票のご案内」のバーコードを読み取ったところ、「投票可能な選挙がありません」とのメッセージが出ましたが、民間従事者がそのメッセージに気づかず案内を行い、投票させてしまいました。

その後、午後2時20分頃、職員がシステム上の受付人数より投票用紙の交付数が1枚多かったため、回収した「投票のご案内」を再度読み込んで確認したところ、1名の選挙人について、今回の選挙で投票できなかった方であることが判明しました。

5 原因

民間従事者に対して、受付端末にメッセージが表示された場合は、必ず職員を呼ぶことを繰り返し周知していましたが、徹底されていませんでした。

6 再発防止に向けた取組

区内全投票所（42か所）に、受付端末にメッセージが表示された場合は、必ず職員を呼ぶことを改めて周知し、民間従事者及び職員に再度徹底しました。

7 投票の取扱い

投票箱は開票まで開けることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取扱いします。

8 戸塚区選挙管理委員会 小島寿也 書記長（戸塚区副区長）のコメント

このたびは、同様の事例が他区で発生し、情報共有と注意喚起をしていたにも関わらず、投票の公平性及び選挙事務の信頼性を損ねる事故を起こしてしまい大変申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適切な執行について、改めて事務管理の徹底に努めてまいります。

お問合せ先

戸塚区選挙管理委員会書記次長（戸塚区総務課長） 藤咲 貴裕 Tel 045-866-8303